

福岡県待機児童等対策協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第14条第4項の規定に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性が高いものについて、市町村の取組の支援をより実効性があるものとするため、福岡県待機児童等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 第1条の目的を達成するために必要な協議事項は、協議会が別に定める。

(構成)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって構成する。
2 座長は、福岡県福祉こども政策部子育て支援課長をもって充てる。
3 委員は、県内市町村保育担当課長をもって充てる。
4 協議会において、必要があるときには、学識経験者、保育事業者、関係する県職員及び市町村職員等の臨時委員を置くことができる。

(招集)

第4条 協議会は、座長が招集する。
2 座長は必要に応じて、協議事項について、専門的知識を有する者、保育事業者、関係する県職員その他の者に出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
3 協議会は、原則として非公開とする。

(実務担当者会議)

第5条 保育の実務の現状を踏まえ、市町村の取組に対する実効性ある支援策を検討するため、協議会に実務担当者会議を置く。
2 実務担当者会議の構成員は、県及び市町村の保育実務担当者とする。
3 座長は必要に応じて、全構成員による全体会議及び一部構成員による関係担当者会議を実施する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福岡県福祉こども政策部子育て支援課において行う。

(部会)

第7条 協議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査協議させるため、部会を置くことができる。
2 部会は、座長が指名する委員、臨時委員及び実務担当者会議の構成員により構成する。

- 3 部会の活動として、第5条第3項に定める関係担当者会議を実施することができる。
- 4 部会に、部会長を置くことができる。この場合、部会長が部務を掌理する。
- 5 部会長は、部会に属する委員及び臨時委員のうちから座長が指名する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。